

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

二級ボイラー技士免許（免許試験合格後の免許申請）

	要件	具体的な書類	【注】	
1	ボイラー実技講習を修了した者	○ ボイラー実技講習修了証の原本又は写（提出されたものは返却しませんのでご注意ください。写の場合は 原本確認 されたもの。）	②	
2	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後3か月以上の実地修習を経たもの	○ 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの）（原本） ○ 実地修習結果報告書の写（ 原本確認 されたもの）	②	
3	ボイラーの取扱いについて6か月以上の実地修習を経た者	○ 実地修習結果報告書の写（ 原本確認 されたもの）	②	
4	ボイラー取扱技能講習を修了した者で、その後4か月以上小規模ボイラー ^{※2} を取り扱った経験があるもの	○ ボイラー取扱技能講習修了証の写（ 原本確認 されたもの） ○ 実務経験従事証明書（原本）	②	③
5	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士（熱）免状を有する者で、1年以上の実地修習を経たもの	○ エネルギー管理士（熱）免状の写及び合否通知書（合格証）の写し（両方とも 原本確認 されたもの） ○ 実地修習結果報告書の写（ 原本確認 されたもの）	②	
6	海技士（機関1、2、3級）免許を受けた者	○ 海技士免許の写（ 原本確認 されたもの）	②	
7	ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状の写（ 原本確認 されたもの） ○ 実務経験従事証明書（原本）	②	③
8	海技士（機関4、5級）免許を受けた者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ 海技士免許の写（ 原本確認 されたもの） ○ 実務経験従事証明書（原本）	②	③
9	保安技術職員国家試験規則により汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ 汽かん係員試験合格証の写（ 原本確認 されたもの） ○ 実務経験従事証明書（原本）	②	③
10	鉱山において、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験がある者	○ 実務経験従事証明書（原本）		③

【注】 ② 「**原本確認**」は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて行ってあります。

③ 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。

（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei22/）

※1 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。

※2 小規模ボイラー：労働安全衛生法施行令第20条第5号イから二までに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたもの